

随意契約 ガイドライン

平成28年 4 月

(令和 7 年 6 月一部改正)

南あわじ市総務企画部財務課

1. はじめに

契約の3原則・・・公正性、経済性、適正履行の確保

地方公共団体としての契約は、住民福祉の向上に資するために行う事業の目的達成の手段として締結されるものであります。また、これらの契約の多くは、公金の支出を伴うこと等から、その締結手続等について極めて厳格な公共性が要求されるものとなっています。

以上の理由により、公益目的遂行のための一定の規制が必要であり、また規律を維持して発注担当職員の恣意を防止することが必要となる。

契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」があげられ、具体的には、次の事項が確保できている契約が、適正な契約ということがいえます。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の**透明性**が確保されること。
- (2) 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の**公正な競争**が促進されること。
- (3) 入札及び契約からの談合その他の**不正行為の排除**が徹底されること。
- (4) その請負代金の額によっては公共工事の**適正な施工**が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- (5) 契約された公共工事の**適正な施工**が確保されること。

地方自治法上では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っています。

そこで、競争入札を原則とする契約において、必要以上に随意契約としないように努めるとともに随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、本ガイドラインを定めるものです。

2. 随意契約とは

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式

「随意契約」とは、競争入札の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいいます。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができます。

(第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」より抜粋)

しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、**安易に随意契約とすることとは、厳に慎むよう注意願います。**

3. 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは、次の点に留意することが必要です。

- (1) 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- (2) 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- (3) 随意契約による契約方法が簡便であるとして、本来一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく細分化し、随意契約とするようなことはあってはならない。
- (4) 単なる事務作業の遅れによって競争入札に付すために必要な時間がないという理由だけでは、緊急の必要があるとは認めがたい。
- (5) 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その発注担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われる恐れがあります。

なお、見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、南あわじ市契約規則（平成 17 年南あわじ市規則第 39 号）第 3 条で規定する入札参加資格者名簿又は南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録実施要綱第 5 条第 1 項に規定する南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録名簿に登載された者の中からは行わなければなりません。

ただし、いずれかの名簿に登載されている者の中から選定できない特別な事由がある場合については、名簿に登載されている者以外から選定することも可とする。また、入札参加資格者名簿に登載されている者と南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録名簿に登載されているものを、同一案件に混在して選定することはできない。

【チェックポイント】

今までの前例で判断をしていないか？

- ・ 随意契約とした合理的理由があるか？

（特に、随契理由が熟知または緊急性の場合、具体的な説明が書かれているか？）

競争入札をするよりも、不利にならないか？

- ・ 価格面や工期等で問題はないか？

契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか？

- ・ 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）が必要な案件か？

契約（発注担当課の個別専決事項に係るものを除く。）において、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準は、次のとおりとします。

随意契約を行うことができる場合の基準 運用上の留意点	
<p>1 少額の契約を行うとき (令第167条の2第1項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格（複数年の賃貸借契約にあつては、予定賃貸借料総額をいい、単価契約にあつては、積算単価に予定数量を乗じて得た額をいう。）が、契約事務取扱規則（以下「規則」という。）に規定する額以下の額であること。 ・ 契約規則の規定に基づき、次の業者数を基準に見積書を徴収すること。 50万円未満・・・・・・・・・・概ね3者以上 50万円以上100万円未満・・・・概ね4者以上 100万円以上500万円未満・・・・概ね5者以上 500万円以上1000万円未満・・・・概ね8者以上 1000万円以上5000万円未満・・・・概ね10者以上 <p>※随意契約による契約方法が簡便であるとして、本来一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく細分化し、随意契約とするようなことはあつてはならない。</p> <p>※印刷製本については、製造の請負に該当する。ただし、出来あがったパンフレットを購入する場合は、財産の買入れ。</p>
<p>2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (令第167条の2第1項第2号)</p> <p>(1) 特定の1者しか履行できないもの</p> <p>ア 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識等の取得が極めて困難であつて、他に取得しようとする者が皆無であれば令第167条の2第1項第2号に該当し、知識等を取ろうとする者はあるが、取得には相当の期間、費用等を費やす必要がある場合（現時点で「予定価格以下」等の要件を除けば履行者が他にもいる場合等）が第6号に該当する。 ・ 他の者では履行し得ない役務の提供であることについて同業他社に確認するなど客観的に確認すること。 ・ 「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」、「当該業務に精通している」、「実績のある者が他にないこと」又は「実績が豊富であること」のみを理由として特定の者でなければ履行できない理由としないこと。契約の確実な履行には実績の有ることが望ましい場合は、実績要件を入札参加条件として競争入札に付すこと。

- | | |
|---|---|
| <p>(7) 契約の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもの</p> <p>(イ) 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの</p> <p>(ウ) 機器の保守点検、修理又は設置において、特殊な装備、部品等を要するため、他の業者では実施することができないもの</p> <p>(エ) 機械設備、情報システム等の保守管理で、契約の対象となる設備、システムが他の設備、システムと接続しているため、接続する他の設備、システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できないもの</p> <p>(オ) 既存の機械設備、情報システム等と接続した設備、情報システム等の整備等で、既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手方が特定されるもの</p> <p>イ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの</p> <p>ウ 契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文書において、あらかじめ契約の相手方を予定しているもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・排他的権利の対象を確認すること。 ・独自のノウハウ等の必要性については、他の者が別の手段（ノウハウ等）によって達成できないか確認すること。 ・調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ、ノウハウ等が後続する契約の履行に必要であり、後続する契約についてデータ等の保有を理由に契約の相手方と随意契約しなければならなくなることが予想される場合は、当初の契約において、後続する契約は競争入札が可能となるよう、当初の契約の相手方に契約の履行により取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要なデータ等を提出させて後続する契約の相手方に提供することとすること。 ・具体的にどのような装備、部品が対象となるのかについて確認すること。 ・他の設備、システム等との一部設備の共有、ソフトウェアの動作環境確保その他接続する設備と密接に関連していることが明確であること。 ・密接に関連しているため故障原因の特定等が困難となること又は責任区分があいまいになることその他契約の目的達成が極めて困難となることが明確であること。 ・他の設備、システム等との一部設備の共有、ソフトウェアの動作環境確保その他接続する設備と密接に関連していることが明確であること。 ・接続した既存の設備、システムの機能が損なわれるおそれについて具体的に明らかにすること。 ・契約の目的に応じ、必要な能力、履行の方法その他の条件を付すことについて合理的な理由があること。 ・条件を満たすことを確認した根拠が必要。 ・すべての条件を満たす者が他に存在しないことを確認すること。 ・契約の相手方についてあらかじめ予定していたことを示す文書が確認できること。 ・あらかじめ契約の相手方を予定することについて、合理的な理由があること。 |
|---|---|

エ 事務の委託先が法令等で定められているもの又は法令により委託方法等が定められ、その法令の趣旨により相手方が特定されるもの

オ 土地購入、庁舎借り上げその他の契約の対象となる場所が特定されるために契約の相手方が特定されるもの

カ 国又は他の地方公共団体と直接契約するとき

キ 政策を推進するために、特定の者と契約することが目的となるもの

(2) 契約行為そのものを秘密にする必要がある場合その他入札行為そのものが契約の目的達成の支障となるおそれがあるため、競争入札によって契約を締結することができないもの

(3) 著作物等の再販売価格維持制度が適用されるもの、切手、印紙等の額面金額をもって購入するもの、チケットによる乗用車庸車契約その他の価格競争が成立しないものなど価格競争性がないもの

(4) 有利な契約の相手方を選定するために、一の価格のみではなく、複数の価格を総合的に判断するもの

・法令の趣旨により相手方が特定されるものについては、元となる法令及び相手方が特定される趣旨を施行伺に記すこと。

・事業の目的、内容等から特定の者と契約を締結しなければ当該事業を達成することができないものに限る。
・政策目的を達成するための事業として、別途（契約の相手方の選定理由を含め）決定があること。

（施行伺記載例）

契約方法及び根拠法令

随意契約 地方自治法第167条の2第2号

随意契約及び一者特命とした理由

〇〇〇事業に基づき、〇〇を相手方とすることが〇〇を達成するために必要であることから、競争入札に適さないため。（〇〇〇事業決定の関係書類添付）

・採用試験問題等の契約が対象となる。

・法令の規制により料金が定められているもののほか、現に価格競争が成立していないことが明確であればよい。

（対象となる契約）

複数単価契約

・複数の価格による相手方の決定以外の事項については、競争入札に準じて行うこと。
・単価と基本額が混在した契約（電子複写機の賃貸借契約等）又は複数単価契約であって、支出予定総額により契約の相手方を決定する場合には、競争入札とすること

<p>(5) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの</p>	<p>(対象となる契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、施設の総合案内業務等の契約が該当する可能性があると考えられる。） ・ 価格以外にもいくつかの条件を設ける必要がある場合であっても、条件を満たした者のうち最も低い見積価格を提示した者と契約しようとする場合は、必ずしも随意契約ができる場合に該当しないことに注意すること。このような場合には、価格以外の条件を入札参加資格として設定し、競争入札を実施することができるかどうか検討すること。 <p>(契約相手の選定方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の候補を比較して契約の相手方を決定すること。 ・ 契約の相手方の決定について透明性を高めるため、比較する項目及び比較項目の評価方法その他の契約の相手方を決定するための基準、方法等について定め、あらかじめ契約の相手方の候補となる者に示すこと。 ・ 事業の企画と実施を併せて契約しようとする場合その他具体的な基準、方法等についてあらかじめ定めることが困難な場合であっても、評価のポイントなどを候補となる者にあらかじめ示すこと。 ・ 高い費用対効果を得るため、価格を契約の相手方決定の重要な要素とすることが望ましい。したがって、企画、提案等の募集においても価格においても競争が行われるよう配慮し、見積書を提出させ、価格を比較すること。 ・ 価格については、見積価格が予算の範囲内となるよう、予算上限額、契約基準額などとしてあらかじめ契約の相手方の候補となる者におよその枠を示して差し支えない。
<p>(6) 競争入札によることができるものであるが、契約の相手方が一者のみでは契約目的が達成できないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の要件を明示したうえで公募を行い当該要件を満たすものから申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての要件を満たす者を承知している場合は、公募の代わりに全ての者に通知することは差し支えない。 ・要件、特に価格については、客観的に適正であると説明できること。
<p>3 特定随意契約として契約をするとき (令第167条の2第1項第3号及び第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定随意契約として契約をするときは、規則の規定に基づき、公表の手続を行う必要がある。
<p>4 緊急の必要により入札に付することができないとき (令第167条の2第1項第5号)</p> <p>(1) 災害等における災害復旧業務、救援物資の緊急調達支援業務等を行うに当たって入札に付する時間がないもの</p> <p>(2) 常時稼動状態にある車両、機器等の修繕において、緊急に行わなければ業務等に著しい支障が生じるもの</p> <p>(3) 清掃、警備、保守管理、リース等の継続的な履行を求める契約において、履行が開始されないとき又は中断したときに競争入札により新たな契約を締結するまでの間、緊急に契約しなければ業務等に著しい支障が生じるもの</p> <p>ア 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときにおいて、予定価格の範囲内で随意契約を締結することができないとき、又は落札者が契約を締結しないときで落札価格の範囲内で他の者と契約を締結することができないとき。</p> <p>イ 契約の相手方の倒産等により契約を維持できなくなったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的性質からの緊急性が必要であって、単なる事務作業の遅れによって競争入札に付するために必要な期間を確保できなかった場合は、緊急の必要があるとは認められない。 ・災害後の後処理業務などは必ずしも該当するとは限らないので、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断すること。 ・業務上の著しい支障の有無については、予備車・予備機器の状況、修繕期間、その間の市民サービス、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断すること。したがって、事故や故障をもって、直ちに随意契約ができるものではないこと。 ・継続的な履行を求める契約であっても、履行されないことによる影響が大きく、やむを得ない場合に限ること。 ・原則として、競争入札によって新たな契約の相手方を決定するまでの期間における緊急避難措置であること。当然ながら、当該期間において代替手段を確保することが可能であれば随意契約しないこと。 ・原則として、競争入札によって新たな契約の相手方を決定するまでの期間における緊急避難措置であること。 ・競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときにおいて、予定価格の範囲内で契約を締結したときは、令第167条の2第1項第8号に該当する随意契約となる。 ・落札者が契約を締結しないときで落札価格の範囲内で他の者と契約を締結したときは、令第167条の2第1項第9号に該当する随意契約となる。

**5 競争入札に付することが不利と認められるとき
(令第167条の2第1項第6号)**

- (1) 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- (2) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- (3) 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合で、既に必要な知識、能力等を有している特定の者があり、この者と契約を締結する場合は所要の期限内に所要の成果を得て履行が完了する見込みがあるが、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の成果を求めるときは知識等の取得に相当の期間が必要なため履行期限を所要の期限内において設定することができず、所要の期限内に履行期限を設定するときには所要の成果を求めることができなるとき又は知識等の取得には相当な期間、引継業務が必要なため、当該期間は2者と契約しなければならないときなど本市にとって不利となることが明らかであるとき。

- ・一定の条件とは、履行期間の短縮、経費節減、安全適切施行の確保、かし担保責任の明確化、事故責任の明確化、一貫した技術の要請などである。
- ・知識等の具体的な内容、取得等に必要な期間の目安及び知識等が契約の履行に不可欠な理由を明確にすること。
- ・必要な知識等を現に有している者が他にいないことが明らかであること。
- ・知識等の取得が極めて困難であって、他に取得しようとする者が皆無であれば令第167条の2第1項第2号に該当し、知識等を取戻しようとする者はあるが、取得には相当の期間、費用等を費やす必要がある場合（現時点で「予定価格以下」等の要件を除けば履行者が他にもいる場合等）が本号に該当する。
- ・現に必要な知識等を有していない者では、所定の期日に履行を開始し、若しくは完了できず、又は所要の成果を得られないと推量することについて合理的な理由があること。
- ・知識等の取得に要する経費が節減できていることを確認するため、他の2以上の者から徴取した見積価格と比較し適正な範囲内の価格であることを証明すること。見積価格の差が少ない場合その他経費の節減効果が明確に現れないときは、事業スケジュールの見直しを検討するなど競争入札の実施の可能性について再度検討すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 知識等の取得に引継業務が必要なときの相当な期間が、通常、準備（研修）期間とされる2週間程度は明らかに不利とは言えない。なお、契約期間を複数年にすることで、引継業務が必要なときの相当の期間が明らかに不利と言えない場合は、債務負担行為の設定又は長期継続契約に関する条例に基づき、競争入札により複数年にわたる契約を締結すること。
<p>6 著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある契約をするとき（令第167条の2第1項第7号）</p> <p>(1) 再リース契約</p> <p>(2) 既存の契約に引き続き契約を締結する場合において、当該既存契約の履行のみに使用するための機材の購入、設備の設置等の初期投資に要した経費が既に既存契約による対価の支払いによって償却済みであって、新たな契約において当該機材又は設備を活用することが可能なため、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。</p> <p>(3) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再リース契約であっても、著しく有利な価格で契約できない場合は該当しない。 原則として、複数年にわたり減価償却することを前提とした契約については、債務負担行為の設定又は長期継続契約に関する条例に基づき、競争入札により複数年にわたる契約を締結すること。 当初契約の締結時においては契約終了後に同様の契約の締結を予定していなかったにもかかわらず、契約終了後に再度同様の契約を締結する必要がある場合に限られること。 特定の工事業者が、必要な資材等を当該現場付近に多量に所有する場合等。
<p>7 競争入札に付し入札者若しくは落札者がいないとき（令第167条の2第1項第8号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証金・履行期限を除き当初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件は変更することができない。
<p>8 落札者が契約を締結しないとき（令第167条の2第1項第9号）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約は落札金額の制限内で行わなければならない。また、履行期限を除き当初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件は変更することができない。

留意点

・相手方が特定の一者しかいないと考えられる契約であって、その他の業者全員に確認をとることが物理的に不可能な場合などは、公募により特定の一者しかいないことの確認をする方法が考えられる。

・公募とは、特定の設備、技術等により相手方が一者しかいないとしていたものについて、どのような設備、技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募るものである。なお、公募を行った結果、要件を満たす者が一者しかいないことが明らかとなった場合は、その者と契約することとし、当該要件を満たす者が複数あった場合には、競争入札等を行うものとする。

る。

経過措置

次の場合はガイドラインに合致しなくても、随意契約ができるものとする。

・公募の結果、要件満たす者が複数あった場合において、予算措置（債務負担行為の設定）がなされてなく、競争入札に付することができないとき。 → 初年度は複数見積合わせの随意契約とし、次年度から競争入札に付するものとする。

・複数年契約であれば競争入札に付することができるが、契約の更新時期ではないとき。（リース契約等） → 契約の更新時期までは一者特命随契ができるものとし、更新時期に競争入札に付するものとする。

別表第五 （第 167 条の 2 関係）

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 400万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 200万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 300万円
	市町村 150万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 150万円
	市町村 80万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市 100万円
	市町村 50万円
5 物件の貸付け	都道府県及び指定都市 50万円
	市町村 30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの （業務委託等）	都道府県及び指定都市 200万円
	市町村 100万円

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 12 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦である

ものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

- 2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。